

一般社団法人 日本くすりと糖尿病学会

共催・協賛・後援に関する取扱細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本くすりと糖尿病学会（以下「本学会」と称す）が、他団体より、共催・協賛・後援（以下共催等という）の依頼を受けた場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本細則における用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 「主催」とは、催しの主体となり自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- 2 「共催」とは、本学会と他団体等が対等な立場で共同でその催しを開催することをいう。なお、共催団体とは、共催金を拠出するとともに、プログラム委員会等における企画内容についての協議に参加する団体をいう。
- 3 「協賛」とは、その催しの趣旨に賛同し、積極的援助を行い、後援に比べ関与の度合いの程度が大きい場合をいう。
- 4 「後援」とは、その催しの趣旨に賛同し、名義の使用を認めることをもって支援することをいう。

(承認基準)

第3条 他団体から共催等の依頼があった場合、本学会が承認することができる事業は、次に掲げる各項目いずれにも該当すると認められるものでなければならない。

- 1 当該事業が本学会の定款第3条（目的）に合致する。
- 2 営利および政治目的でなく公益性・公正性がある。
- 3 主催者が特定の政党、宗教その他の政治的団体又は宗教的団体と関連がない。
- 4 本学会会員にとって有益であり、本学会の向上と発展に寄与する。

(承認の条件)

第4条 共催等に対する承認の条件は、次に掲げるとおりとする。

1 共催

- (1) 主催者が官公庁ならびに法人格を有するものまたは職能・職域団体であり本学会事業に関連のある機関であること。
- (2) 役員その他事業等の関係者の住所及び身分が明らかであること。
- (3) 事業等の開催又は開設の場所が公衆衛生、災害防止等について十分の設備及び措置が講じられていること。
- (4) 前各号のほか理事長もしくは理事会が特に必要と認める事項に適合していること。

- 2 協賛・後援の承認基準は次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学会が協賛・後援することにより一定の成果をなし得ると認められるもの。
- (2) 行事を運営する事務局が主催機関に直属すること。
- (3) 前各号のほか理事長もしくは理事会が特に必要と認める事項に適合していること。

(経費・労務)

第5条 経費・労務等の負担は、次に該当する場合に限り行うことができるが、これにあつては理事会で承認を経なければならない。

- 1 共催については事業の計画当初より委員を派遣するなどにより参加する場合とする。
- 2 協賛については主催団体から開催経費等の資料の提示により判断し必要と認められる場合とする。

(依頼)

第6条 共催等の許可を受けようとする者は、主催機関の代表者より本学会代表者宛に申請する。

(様式1)

(承認の決定)

第7条 承認の決定は次のとおりとする。

- 1 本学会学術集会での共催等の場合は、学術集会会長並びに理事長の承認を必要とする。
- 2 本学会学術集会以外での共催等の場合は、理事長の承認を必要とする。
- 3 前項において承認者により承認の判断が難しいとされた場合は理事会にて審査を行う。

(本学会会誌への掲載)

第8条 本学会会誌へ共催等の開催案内掲載の依頼があつた場合については次のとおり掲載する。

(1) 本学会会誌への掲載受付および決議機関への諾否伺いは、学会誌の所轄機関である編集委員会により行う。

(2) 本学会共催等の場合は、本学会指定の誌面欄に掲載する。

(3) 掲載内容および掲載回数については所轄部署である編集委員会の判断によるものとする。ただし本学会が計画当初より、委員派遣、経費の負担を応諾して共催する場合は、原則として詳細にわたり内容を掲載する。また掲載は2回以上行なうことができる。

(4) 協賛および後援については原則として、会期・会場・参加条件等の概略を1回に限り掲載する。ただし、開催日までの時間的余裕がない場合は掲載しないことがある。

(本学会ホームページへの掲載)

第9条 本学会ホームページ (<http://jpbs.or.jp>) へ開催案内掲載の依頼があつた場合は原則として次により会告欄等に掲載する。

(1) 本学会ホームページへの掲載受付および決議機関への諾否伺いは、広報委員会により行う。

(2) 本学会が共催等を行なう場合は、本学会指定のページに掲載する。

(3) 掲載内容および掲載回数については所轄部署である広報委員会の判断によるものとする。ただ

し本学会が計画当初より、委員派遣、経費の負担を応諾して共催する場合は、原則として詳細にわたり内容を掲載する。また掲載は2回以上行なうことができる。

(4) 協賛および後援については原則として、会期・会場・参加条件等の概略を1回に限り掲載する。

(承認の取消)

第10条 理事長は、次の各号に該当するときは、共催等の承認を取り消すことができる。

- (1) 共催等依頼事項に虚偽の事実があったとき。
- (2) 事業内容が第3条および第4条の各号の承認要件に該当しないことが明らかになったとき。

(資料提出)

第11条 共催等を承認した場合の資料の提出は次のとおりとする。

- 1 本学会は主催機関に必要な会計資料等の資料の提出を求めることができる。
- 2 主催機関は、事業が終了したら速やかに開催報告書を本学会理事長に提出する。

(改廃)

第12条 本細則の変更は、理事会の過半数の議決を経て、理事長がこれを定める。

(その他)

第13条 本学会の共催または協賛、後援を受けた事業が開催されるなかで、万一事故等が発生した場合、本学会は一切の責任を負わない。

(付則)

1. 本細則は2014年11月 1日、理事会において承認、制定。
2. 本細則は2015年 1月 1日より施行する。